

県土マネジメント部土木工事監督要領 新旧対照表

旧（現 行）									新（改定案）														
県土マネジメント部土木工事監督要領									県土マネジメント部土木工事監督要領														
（監督職員） 第4 監督職員は、次に掲げる表の区分により、出先機関に総括監督員、主任監督員及び一般監督員を置くものとする。									（監督職員） 第4 監督職員は、次に掲げる表の区分により、出先機関に総括監督員、主任監督員及び一般監督員を置くものとする。														
当初設計額			1億5,000万円以上			250万円以上 1億5,000万円未満			250万円未満			当初設計額			1億7,000万円以上			250万円以上 1億7,000万円未満			250万円未満		
職	区分		総括	主任	一般	総括	主任	一般	主任	一般	職	区分		総括	主任	一般	総括	主任	一般	主任	一般		
	主幹相当職	○										主幹相当職	○										
担当課長相当職		○		○				(○)			担当課長相当職		○		○				(○)				
担当係長相当職			○		○			○			担当係長相当職			○		○			○				
担当者			○			○			○		担当者			○			○			○			
※ 当初設計額による定めとし、設計変更に伴う監督員区分の変更は行わないものとする。 ※ 当初設計額が <u>1億5,000万円</u> 以上の場合には、一般監督員を2人体制とする。 ※ 当初設計額が 250万円未満の場合には、主任監督員は、担当課長相当職もしくは担当係長相当職のいずれか1人でよいものとする。									※ 当初設計額による定めとし、設計変更に伴う監督員区分の変更は行わないものとする。 ※ 当初設計額が <u>1億7,000万円</u> 以上の場合には、一般監督員を2人体制とする。 ※ 当初設計額が 250万円未満の場合には、主任監督員は、担当課長相当職もしくは担当係長相当職のいずれか1人でよいものとする。														
2 本庁契約等で上表の区分により難しい場合は、別途定めることができるものとする。									2 本庁契約等で上表の区分により難しい場合は、別途定めることができるものとする。														

県土マネジメント部土木工事監督要領 新旧対照表

旧（現 行）	新（改定案）
<p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>